

〔平成30年10月1日〕
専務理事決定

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 協賛取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が主催する大会等における協賛の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協賛」とは、協会が実施する大会等の運営援助のために企業、法人、団体等（以下「企業等」という）から受入れる金銭及び物品をいう。

(協賛の申込)

第3条 大会等の開催趣旨に賛同した企業等（以下「協賛者」という）が、協賛を申込み場合は別に定める申込書（別紙1）を、協会の定める期日までに、協会に提出するものとする。

(協賛申込の受入決定)

第4条 協会は、前条の申込みがあった場合は、審査の上、受入れの可否を決定する。

2 協会は、受入れの可否を決定した時は、協賛者に通知（別紙2）するものとする。

(協賛企業等の制限)

第5条 協会は、協賛の申込を行った企業等が、各号のいずれかに該当する場合は、当該申し込みを受諾しないこととする。

- (1) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (2) 協賛を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (3) 協賛の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある場合
- (4) 協賛の内容が、大会等の品位を傷つける又はその恐れがある場合
- (5) 協賛の内容が、大会等の開催趣旨から著しく逸脱する又はその恐れがある場合
- (6) その他、協会が不相当と認める企業等の場合

(広告の掲載)

第6条 協賛申込の受入れが決定した協賛者は、別表に定める通り協賛の金額に応じて協会が作成する大会等の大会プログラム冊子に広告を掲載することができる。物品の提供による協賛の場合、希望小売価格の概ね80%での金銭換算として広告を掲載する。

2 協賛者は、協会の指定する期日までにプログラムに掲載する広告のデータを協会へ提出する。

(協賛金の納入)

第7条 受入れが決定した協賛者は、協会が指定する期日までに、協会が発行する請求書により協賛金を納入するものとする。

2 第1項により納入された協賛金又は物品は、返還しない。ただし、協会の責に帰す事由により大会等を実施しなかった又は中止したときは、協賛金又は物品を返還するものとする。

3 前項の規定により返還する協賛金には、利子を付さない。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、次に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 大会等の実施に要する経費
- (2) 大会等を広く周知するために要する経費
- (3) その他、協会事業の運営に要する経費

(協賛の取消)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、協賛の受入れを取り消すものとする。

(1) 協賛者から協賛辞退の申し出があった場合。ただし大会プログラム冊子への広告掲載が完了したのちの申し出は受け付けない。

(2) 協賛者が第5条各号いずれかに該当すると認めた場合

2 協会は、前項第2号に該当することとなった場合は、協賛の受入れを取り消し、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、必要に応じ、適切な処置を講ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協賛金に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

